

深谷市蜂の巣駆除用防護服貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蜂の巣を駆除するための防護服を貸し出し、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 防護服の貸出対象者は、市内に住所を有する者及び団体とする。ただし、営利目的に使用する場合は対象としないものとする。

(申請)

第3条 防護服を借用しようとする者及び団体（以下「借用者」）は、蜂用防護服借用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 防護服の貸出期間は、4日以内とする。ただし、必要に応じ延長できるものとする。

(貸出費用)

第5条 防護服の貸出しは、無償とする。

(目的外使用の禁止)

第6条 借用者は、防護服を借用目的以外に使用し、又はこれを転貸してはならない。

(返還)

第7条 借用者は、貸出期間終了後、直ちに防護服を返還しなければならない。

(駆除計画)

第8条 借用者は、蜂の巣等の状態及び周囲の状況を把握し、周辺住民に駆除する旨を周知するほか、駆除に際し、事故及びけが人のないように十分な注意を払わなければならない。

(責務)

第 9 条 借用者が故意又は重大な過失により、防護服を棄損又は紛失したときは、借用者は弁済の責務を負うものとする。

2 防護服の使用及び蜂の巣の駆除の際、事故及びけが人等が発生した場合、借用者が補償の責務を負うものとする。

(経費)

第 10 条 蜂の巣の駆除に要する経費は、使用者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。